公売（期日入札）の流れ

入札参加受付	・本人確認のため、運転免許証など身分証明書の提示をお願いします。法人代表者の場合には、商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。 ・公売参加者が代理人の場合、「委任状」の提出が必要です。なお、法人の代表権限を有しない方（従業員等）がその法人のために入札手続きを行う場合にも、代理権限を有することを証する「委任状」が必要です。
入札	・「入札書」に必要事項を記載し、備え付けの専用封筒に入れ封をして入札します。 ・一度提出した入札書の引換、変更、取消はできません。また、入札額等を訂正したものは無効になりますので、書き損じた場合は新たな入札書を使用してください。
開札 最高価申込者等の決定	・見積価額以上で最も高い価額を付けた人が最高価申込者となります。なお、最高価額の入札者が２人以上いる場合は、その入札者間で入札を再度行います。再度の入札でも同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。 ・最高価申込者の価額に次ぐ高い価額の入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。
売却決定 買受代金の納付 公売財産の引渡	・即日開札を行い、最高価申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者は買受代金を納付期限までに一括納付していただきます。最高価申込者が辞退した場合には、次順位買受申込者へ権利が移転し、同じように買受代金を納付期限までに一括納付していただきます。 ・買受代金の納付と引換に、保管場所にて引渡を行います。 ・公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。 ・一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。